

公正証書遺言にすると どんな効用があるのでしょう?

- ★ 遺言書を書くと将来設計ができる!
- ★ 家族や周囲に迷惑をかけない思いの実現に
- ★ おひとりさまの将来不安を取り除くために

―遺言公正証書についてお話をしていただきます―

講師 金澤 勝幸 浦和公証センター 公証人



- 日 時 2018年5月21日(月)午後2時~4時
- 会場浦和コミュニティセンター 14集会室 浦和駅東口駅前コムナーレ(パルコ)10階
- ※ 4時~4時30分 赤堀行政書士により相談受付ます。
- 参加費 会員 700円 一般 1,000円
- 定 員 72名
- 申込み 電話 048-855-1238 Fax 048-855-1006 Email office@npolec.org
- 主 催 特定非営利活動法人ライフ・アンド・エンディングセンター